

## 豊中市東豊中町3丁目風致地区建築協定（抜粋）



### （目的）

第1条 本協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という）第4章、および豊中市建築協定条例（昭和47年条例第37号）の規定に基づき、第4条に定める区域内（以下「協定区域」という）における建築物の用途、および形態について協定し、風致地区、および第一種住居専用区域内の住宅地としての、緑豊かで、閑静な居住環境を保全することを目的とする。

（※第1条中の、豊中市建築協定条例（昭和47年条例第37号）は、現在、豊中市土地利用の調整に関する条例（平成16年条例第31号）第21条の規定に改正されております。）

### （建築物等に関する基準）

第7条 協定区域内の建築物に関する基準は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- ①建築物は、1戸建の住居専用とする。
- ②建築物の階数は、3以下とする。ただし地階を除き2以下とする。

（2）前項の基準の内、住宅環境を損なわないと運営委員会が認めた場合又は、公益上、やむをえないと運営委員会が認めた場合、この限りでない。